

○副議長（外崎浩子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑、質問を継続いたします。三番三浦ななみ君。

〔三番 三浦ななみ君登壇〕

○三番（三浦ななみ君） 三番、みやぎ県民の声、三浦ななみです。議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

G7が二年ぶりに対面で開催され、議長国であるイギリスは、首脳国で十億回分のワクチンを供給し各国に提供すると発表しました。バイデン大統領は、五億回分のワクチンを発展途上国の百の国々に提供すると発表。今後、ワクチン外交が繰り広げられるとの報道がありました。

世界全体で見ると、ワクチンの普及速度には格差があり先進国が自国のワクチンを先行して確保した一方、途上国へは公平な供給がなされていないといった点が大きな課題となっています。国連のアントニオ・グテーレス事務総長は新型コロナワクチンの国際的な配分について広く不公平だと非難しており、世界でこれまでに実施されたワクチン接種のうち七五％は僅か十か国で実施されたにすぎず、百三十か国は全く接種が行われていないと指摘しました。日本でも急速にワクチン接種が進んでいるように思われますが、どの時代でも取り残されてきたと言える困った方々に対して私たちは目を向ける必要があると考えます。

それでは、以下、大綱三点について質問いたします。

大綱一点目、県内在住外国人への支援について。

一つ目、就職支援。

本県でも在留外国人の数は年々増えていますが宮城県に在住するきっかけは様々で、大学院で勉強する学生、結婚して日本に住む方々、日本の技術を学ぶために来日する技能実習生も数多くいらっしゃいます。この方々は、ある程度、保護や待遇の保障がされているので在留資格を取得しやすい状況にあります。そんな中、二年ほど日本語の語学留学を経て大学や専門学校へ進学される方もいます。今回、コロナの影響もあり、このような形で留学された方々は、卒業後、就職先が見つからず半年に一度、特定活動というビザを取得する必要があり、一年後、就職が決まらなければ自国へ帰国しなければいけません。このビザは週二十八時間以下でしか働くことができず、その生活は決して豊

かなものではありません。この春、専門学校等を卒業し仕事が決まらない県内在住外国人は今も仕事を探しています。

まず、初めに、県では県内在住外国人の方がどのくらいいて、そのうち就職を希望されている方がどれほどいるかの現状等を把握しているか、お伺いします。

私の地元若林区は、近くに日本語学校があることもあつてか、アジアの食材が置いてあるお店があります。そこで外国人青年が毎日働くのを目にするようになり声をかけてみました。ビジネス専門学校を卒業した彼は就職先が見つからず、この店で仕事をし夜中は食品工場で働きながら生計を立て就職先を探しているとのことでした。

宮城県には今年から新・宮城の将来ビジョン推進事業、外国人材マッチング支援事業があります。この事業は、県内企業における人手不足の解消やグローバル化等に向けて外国人材の活用を促進することを目的としています。今回、この事業を請け負った東洋ワーク株式会社へその青年と訪問してきました。そこで実施されている相談サロンは登録すると就職先が見つかるまでのサポートをするもので、スタッフの対応は多国籍であり相談しやすい体制づくりに努めていらっしゃいます。担当者のお話では、「県の委託事業なので本来企業に支払わなければいけない紹介料を払うこともなく、就職のために必要な日本語能力試験合格までの支援体制を整えることができるようになったことから、なるべく多くの方にこの事業を利用していただきたい。」ととても意欲的でした。

一方、課題としては、受皿となる日本企業の問題点が挙げられました。地元の企業の中には、言葉も習慣も違う外国人の方の採用については慎重であるとのことなので、この認識を変えていくのがまず大切だと考えます。県では、このような現状をどのように捉えているか、お伺いします。

日本の総合的な政府開発援助機関、独立行政法人国際協力機構 JICA 東北でお話をお伺いしたところ、発展途上国での国際協力が新型コロナウイルスの影響により活動を制限されている今、今まで途上国で支援してきた取組等を日本国内の活動の場で広げようと考えているとのことでした。

異国の文化・習慣を理解することは、外国人の採用を必要としている企業にとって重要なことであり、そのための日本人社員向けの研修は導入していく必要があると考え

ます。その際、異文化コミュニケーションなどの経験や実績を数多く有するJICAなどの組織と連携した研修を盛り込むことはとても有効であると考えますが、いかがでしょうか。

私が知り合った彼は、相談サロンの担当の方のアドバイスを受け、今、就職のための語学試験に向けて勉強しています。彼のこれからが心配でもあり楽しみでもあります。が、こういった、これからも日本で生活を希望している留学生のためにも、ここ宮城県で彼らの夢が実現できるように地元企業への受入れ体制の充実に向けて早々の対応が求められると考えます。より多くの外国人と日本人が信頼関係を持って働く世の中、宮城県となるために不可欠で大切なことだと思えますが、知事の御所見をお聞かせください。

## 二つ目、生活支援。

自治体や町内会の存在は、外国人の方にとっても生活するための情報を得る大切なものであり利用しやすいところであればいけないと考えます。

県では、昨年一度、多文化共生に係る主体的な取組を推進する市町村及び国際交流協会職員を対象とした研修会を実施されたとのことでした。このような大きな研修会は、県が主体性を持って取り組んでいるところに意味があると思えます。

しかし、こうした研修会は各自治体で定期的かつ細やかにを行い、県内在住外国人の方が気軽に利用できるサービス等に役立てることが重要であると考えます。

自治体において外国人を受け入れていく異文化理解とともに、コミュニケーションのツールとしてやさしい日本語を使った外国人への配慮が必要と考えます。やさしい日本語につきましては、以前、菅間進議員も質問されておりました。やさしい日本語とは、私たちが何げなく使っている日本語が外国人にとっては理解しにくいことも多く、外国人に分かりやすい、思いやりのある日本語という意味があります。長い文章を短い文にする。難しい語彙を簡単な語彙にし、ゆっくりと最後まではっきりと話すという工夫をすることで外国人にとっては理解しやすい日本語になります。

また、複数の国籍の方が同席する際、その方たちの母語全てを翻訳しながら会話することは難しいことから、やさしい日本語は効果的な共通言語ともなり得ます。

県内在住外国人の方にとって自治体が日常的に相談しやすい場所となるために、行政の窓口対応の職員にもやさしい日本語をはじめとした異文化理解に関する定期的な研

修が重要だと考えます。いかがでしょうか。

また、外国人の方にとって自治体は災害時などの緊急事態においても命を守るための重要な存在となります。仙台市の外国人向け災害情報は、市の外郭団体がツイッターにて配信していましたが多言語化した配信には時間差が生じてしまうことから、仙台市自ら英語とやさしい日本語を使って配信することにしたとの報道がありました。「留学生だと日本語の勉強をしている方が多い。やさしい日本語で発信するのが外国の方に一番御理解いただける。」という今の時代に合った柔軟な御対応をされた市の担当課長の言葉が印象的でした。

宮城県には、留学生の少ない地域もあるかと思えます。

しかし、県内在住外国人の方には、英語を得意としない方が多いとの出入国在留管理庁の統計もあります。

県においては、公益財団法人宮城県国際化協会が県の委託事業として災害時における通訳ボランティア支援やフェイスブックによる情報発信等を実施されていますが、市町村とも更に連携を深め、県が主体となった在住外国人向けやさしい日本語による災害情報等の発信を推進することが大切だと思えますが、いかがでしょうか。

気仙沼市では、昨年一度、市職員向けのやさしい日本語の研修会が実施されました。職員の方から、「やさしい日本語を使つての対応は外国人の方のみならず小さなお子様、御高齢の方々、そして障害等をお持ちの方々とのコミュニケーションにおいても有効だと感じた。」とのお声も聞いております。こちらはまさに、今後の多文化共生社会推進につながる大切な役割を果たすと考えます。

一方で、生活の壁として挙げられる命や人権に関わる情報、法律用語などは安易に日本語を分かりやすくして伝えられないものもあります。

三重県では、全国初となる児童相談所での二十四時間多言語対応電話通訳を導入しました。この取組は二〇一九年度全国知事会第十二回先進政策創造会議での優秀政策事例として選ばれております。外国人の命と人権を守るための政策は、ぜひ、取り入れるべきと考えます。

本県では、みやぎ外国人相談センターがこちらの役割を担っていると思えますが、今後、県内在住外国人の方々が安心安全に暮らせる宮城県となるために、更なる命と人

権を守る取組の充実は不可欠と考えますが、いかがでしょうか、知事の御所見をお聞かせください。

最後に、教育支援。

本県における公立小中学校の外国人児童数は年々増えており、令和二年では小学校二百二人、中学校で六十六人となっております。これら児童の保護者の多くは日本に滞在歴が長い、または、母親か父親のどちらかが日本人であるなど、ある程度環境が整っているかと思われがちです。

しかし、保護者が外国人の場合、学校から渡されるプリント等を理解できないことも多いとお聞きます。県教育委員会として、こういった場合、どのような対応をしているか、お伺いします。

また、児童生徒の中に日本語指導が必要な場合、どのような対応をしているか、併せてお伺いいたします。

子供たちの学びを保障することにおける外国人児童生徒の高校入試は、大きな壁の一つとなります。

県では、海外帰国者等配慮を有する者の学力検査や面接等の配慮を設けているとのことです。こちらは中学校からの配慮申請がないと受けることができず、一般の中学生と同じ試験を受けざるを得なく、合格できずに私立高校への進学を余儀なくされた生徒もいたと聞いております。経済負担等も考えますと外国人の子供たちの日本語学習を保障すること、また、より適正な配慮をすることが重要であると考えます。義務教育において日本語を勉強できる環境が整っていない児童については、きめ細かな対応をすべきと考えますが、いかがでしょうか。教育長の御所見をお伺いいたします。

大綱二点目、より開かれた教育行政について。

一つ目、県立高等学校の学校生活適応支援員について。

昨年度から義務教育では、不登校児童生徒及び不登校リスクのある児童生徒支援体制強化を目的とした学び支援教室があり、本年度は必要と手を挙げた全ての学校二十五校に設置されたとのこと。

その一方で、高等学校は自由教育という義務教育とは分けられて考えられています。その進学率は九九・一％です。学級編成におきましても義務教育では三十五人学級が

進んでいるものの、高校は依然として四十人学級のままです。地域によっては生徒数が少ないところもあるかと思いますが、依然、四十人学級で苦勞している学校もあることから柔軟な対応が求められると考えます。

県教育振興基本計画における令和二年度新・宮城の将来ビジョン推進事業及び復興サポート事業にいじめ対策・不登校支援及び中途退学防止事業があります。この事業により支援員が配置されている学校でお話をお伺いしたところ、支援員は週二十九時間以内の勤務ですが週五日まで勤務可能であり、より生徒と接触する機会が持てるようになったとのことでした。

また、職員室に机があることにより、「先生も空き時間に相談できるようになった。」「別室登校の生徒が生じた場合、その対応も可能となった。」「保護者への対応も可能である。」「相談を受けた養護教諭とカウンセラーとの間に何か問題が生じた場合にも仲介役の役割を果たしてもらえ。」「必要があれば家庭訪問も可能である。」「との多くの声がありました。

この事業は、生徒のみならず学校の先生の心のケア、保護者対応にも及び先生方はとても喜んでおりました。このようなよい事業は全ての高校に配置し、教師の働き方改革はもとより不登校児童生徒が寄り添える場の提供、生徒が学校を辞めることなく学べる環境づくりの助けとなると考えます。いかがでしょうか。

## 二つ目、養護教諭二名配置。

筑波大学の斎藤環教授によりますと、不登校人口は義務教育だけでも十六万四千人余りに及び、高校、大学、大学院を合わせると推定三十万人から四十万人に及ぶのではないかとのことです。ひきこもりになる半数以上が不登校経験者であり、不登校の段階で適切に対応できれば、ひきこもりに移行することのある程度防げるとも指摘しています。

また、ひきこもりからの回復に对话の重要性を訴えております。家庭で行うことが理想ですが、そうはいかないことも多いのが現実ではないかと考えます。そういったとき、学校は児童生徒の対話における重要かつ大切な場所になるのではないのでしょうか。

加配により養護教諭が二名配置されている学校があります。その学校では、養護教諭が二名になったことでとてもよかったとの声をお聞きしております。それは、一人の

先生が生徒の心理的ケアに集中できるからです。何らかの問題を抱える多くの学生の居場所の一つとなるのが保健室です。保健室にいる養護教諭は、そういった制度のよき対話のきっかけとなり生徒の置かれている状況を把握できることも少なくありません。そこで必要な支援につなげることができるとのことでした。担任の先生が気づくことのできない心のケアを保健室で話を聞いてもらえることにより分かることもあり、先生方の安心にもつながる場所となります。もう一人の先生は、けがをした生徒や発熱のある生徒など本来の仕事に従事できます。この二種類の仕事を一人で賅うのはとても大変です。学校側としては今後も二名配置を続けていきたいとお話していました。心のケアを必要とする制度が取りこぼされてしまわないように、生徒の一つの居場所となる保健室の養護教諭の二名配置をぜひ考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

前回の一般質問でもお話させていただきましたが、今年も内閣府のひきこもりにおけるアウトリーチ研究の実施が社会福祉法人わたげ福祉会で行われる予定となっております。受入れ先の理事長を務める秋田さんのところには学校の先生も訪れるとのこと、わたげ福祉会ではひきこもり経験者の家族を中心に定期的に研修会を行っており、その研修を終えた方々が担当に当たるなどしているとお話でした。秋田さんによりまず、「支援は途切れてしまつてはまた振出しに戻ることから、年齢制限を持たない、途切れることのない支援が重要である。」とおっしゃっていました。「どう社会復帰させるかではなく、その人がどう生きていきたいか、その人にとっての幸せとは何かを考えたそれぞれのストーリーを描きながら関わっていくことが大切である。」とおっしゃっていたのは重要な御指摘です。役所からの相談もあり、その多くは精神疾患の方に関するものであるとのことでした。中には以前相談を受けた方もいらつしやるとのこと、一度就労しても続かない現状を見ても就労を急がない、時間をかけた途切れない支援の重要性を考えざるを得ません。不登校、ひきこもり対策は長く続き有効な対策はなかなか打ち出されていません。この二つを別々に捉えるのではなく途切れない支援を実践していらつしやるのと連携し、丁寧に向き合うことが不登校児童生徒の問題解決にも重要となると考えます。教育長の御所見をお伺いいたします。

東京都には、一般財団法人東京学校支援機構が運営するTEPRO Supporter Bankがあります。こちらは東京都から委託を受けている事業で、個人、企業、団体等をサポーターと称し学校や教育委員会にサポーターを紹介するシステムです。現在は正規雇用が三十五名、東京都の職員が出向して十六名、非正規雇用五名の計五十六名で運営しています。始めた令和元年は五名からスタートしたとのことでその重要性がうかがえると思います。地元の企業が地域をサポートしたいという思いからスタートし、現在は部活動支援、教職員の事務派遣、学習支援、特別支援教育、心理・福祉の支援、日本語指導、ICT支援のほか専門的な知識・技能を活用した支援も行っています。人材の選考には面接を行い、学校教育を担える人材化を図り研修等も行うことで教育現場に安心して派遣できるシステムになっているというお話でした。

企業等においては、こういった活動に参加することでSDGsの掲げるポイントにもなり、また、学校教育委員会、教職員等においては働き方改革の手助けになるという今の教育問題での課題改善につながるものと考えます。

今年から教職員課には新たに働き方改革推進チームが設けられ、こちらと連携できないかとも考えました。核家族化、少子高齢化の中、家族や先生以外の大人と出会うことは子供たちのコミュニケーション能力を高めることにもつながると考えます。

また、こういった事業は一つの縦割り行政のハードルを下げるよい仕組みとなり、多面的な人材の確保と働き方改革におけるよい成果も期待できると考えますが、いかがでしょうか、教育長の御所見をお伺いいたします。

大綱三点目、健康寿命を延ばすための運動。

コロナ禍において地域で御挨拶をして感じたことは、皆さんが家に籠もりがちになっていることでした。多くの方が外出を控え老老介護など御自宅に御高齢の方がいる家庭はなおさら、ほかの方との接触を避け外出は最低限とのお話でした。明るくコミュニケーションの会合に参加されていた方もコロナの影響で全て中止となってしまう、ささやかな楽しみも奪われてしまったのです。

このように新型コロナウイルスの影響で外出を控えた結果、運動不足になる方が増えており健康二次被害は思った以上に深刻であるため政府も積極的に運動することを推奨しております。今はデジタル配信の進展によりユーチューブ等ではヨガや十分間ぐら



いの簡単な筋トレなどの動画も多く配信されています。

本県では、二月にフレイル予防における情報等を紹介した番組を放送したとことで御覧になった方もいらっしゃるかと思います。現在、この動画は、DVD動画として作成し市町村及び地域包括センター等に配布しているとのことでした。コロナ禍において外出を控えた環境の中、センター等に置いてあるだけでは御覧になられる方が限られていると考えます。

また、DVDをお持ちでない方、デバイス等を整備されていない方や操作方法が分からない御高齢の方もいらっしゃるということが分かりました。

そこで、もう一度、テレビでの運動動画の配信をしたらよいと考えます。

今回は、フレイル予防の用語等の説明は省略し、毎回五分間ほどで一日に二、三度の楽しみながらできる運動動画の配信をぜひ再開していただきたいと考えます。

本県は、多くの有名なプロスポーツやアスリートを輩出している宝庫であります。こういった県民の皆様が愛されている方々と一緒に運動できる時間を持てれば、きっと御高齢の方々もより楽しく参加し健康になっていただけたらと思います。この放送はデバイスでのレクリエーションに活用するなど、なるべく多くの方が利用し周知できる形が取ればきつと有効活用できると考えます。

また、運動は苦手とする方にとってはハードルの高いものであり、この動画が体を動かすきっかけとなつたらよいと考えます。この動画を生きたものとし、アフターコロナ、これからも続くかもしれないコロナ時代を生き抜く力をつけ県民の皆様の健康増進に役立てていただきたいと考えます。

ワクチン接種が進んできた状況の中、外出しようと考える方も多くなると思います。その安定した時期が来るまで御高齢の方はもちろん、県民の皆様が楽しんで健康になれるような運動動画の配信を切に願うものであります。知事の御所見をお聞かせください。

新型コロナウイルスと向き合わざるを得ない生活の中、世界は同じ悩みを抱えています。いつでも会えると思っていた大切な人と会えない状況が続く、行けると思っていた場所に行けなくなり、社会経済、生活全てにおいて私たちは改めて自分と向き合わざるを得なくなりました。まずは、この大変な時代を生き抜いていることに感謝し、大切なことは自分自身を見失わない、主体的に生きることであると感じます。

その時々で光と闇は生まれていきます。その闇の部分に光を当て生きることがはすばらしいと思える社会になるようお願いを込めて、壇上からの質問とさせていただきます。御清聴ありがとうございます。

○副議長（外崎浩子君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 三浦ななみ議員の一般質問にお答えいたします。

大綱三点ございました。

まず、大綱一点目、県内在住外国人への支援についての御質問にお答えいたします。初めに、地元企業による外国人採用の現状についてのお尋ねにお答えいたします。

近年、県内における外国人雇用者数は徐々に増加しているものの、コミュニケーションの問題や文化・習慣の違いへの懸念などから採用に慎重な企業が多いと認識しており、在住外国人の就職支援を進めるに当たっては、その受皿となる企業の理解促進を図ることが重要であると考えております。

このため県では、今年度新たに実施している外国人材マッチング支援事業において通年型の相談窓口を設置したほか、企業向けセミナーを開催し外国人社員とのコミュニケーションのポイントや実際に外国人を雇用している企業のノウハウを提供するとともに、企業と留学生との交流会などを順次行っていくこととしております。

県といたしましては、経済団体や大学などの関係機関と連携しながら、企業の理解促進等を通じて外国人雇用の促進と定着に向けた環境づくりを積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、地元企業の受入れ体制の充実についての御質問にお答えいたします。

今後、本格的な人口減少社会を迎え地域や産業への深刻な影響が懸念される中、我が県が持続的に発展していくためには、近年、増加傾向にある在住外国人がその担い手として県内に定着し活躍できる環境を整備していくことが重要であると認識しております。

在住外国人の更なる活躍のためには、地元企業の受入れ体制とともに地域一体となった受入れ環境の整備が必要であることから、県では第三期多文化共生社会推進計画に基づき、在住外国人の就労促進やそれを支える地域との連携強化に向けた各種支援策を

展開しているところであります。

県としては、新・宮城の将来ビジョンに掲げる誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくりの実現に向け、こうした取組を着実に進め来日した外国人がそれぞれの職場や地域で活躍できる社会の構築を目指してまいります。

次に、やさしい日本語による災害情報等の発信についての御質問にお答えいたします。

増加する在住外国人が地域で安心した生活を送るための支援の一つとして、防災情報や災害発生時における生活支援情報などを正確かつ迅速に提供する重要性が増してきております。

近年、在住外国人に対しやさしい日本語を活用した情報発信を行う取組が全国各地で始まっており、こうした取組は災害時のように、時間的な制約により多言語化対応が困難な状況下で日本語が不慣れな在住外国人へ情報伝達する手段として非常に有効であると認識しております。

県といたしましては、市町村防災担当課長会議や各圏域での防災研修において災害時におけるやさしい日本語を活用した情報提供の有用性ととも、仙台市をはじめとした各地域の具体的な事例を紹介するなど在住外国人に対する災害情報発信の充実に努めてまいります。

次に、在住外国人の命と人権を守る取組の充実についての御質問にお答えいたします。

県内在住外国人の数は、令和元年末には初めて県人口の1%を超えるなど増加傾向が続いており今後も一層の増加が想定されるところであります。

県では、平成十九年に全国に先駆け多文化共生社会の形成の推進に関する条例を制定し、国籍、民族等の違いにかかわらず県民の人権尊重及び社会参画が図られる多文化共生社会の形成に向けた取組を推進しております。

公益財団法人宮城県国際化協会に設置しておりますみやぎ外国人相談センターでは、弁護士会や行政書士会、社会福祉協議会などと連携し在住外国人から寄せられる様々な相談に対しきめ細かに対応しているほか、相談員の増員や十三か国語対応が可能な体制の整備など順次機能強化を図ってまいりました。

県といたしましたは、引き続き外国人の抱える様々な問題の解決に向け他県の事例も研究しながら、医療福祉分野や警察を含む関係機関との連携を深めるなど相談体制の充実に努めてまいります。

次に、大綱三点目、健康寿命を延ばすための運動についての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策下での運動不足解消に向け、県では、昨年度、身体活動や栄養、社会参加の三つの柱によるフレイル予防の取組をテレビで放送したほか、地元ユーチューバーとタイアップしテレビ番組内の一企画としてメタボ予防を目的としたメニューをシリーズで放送するなど、家庭での運動を後押しする取組を実施しているところであります。

コロナ禍においても多くの県民が気軽に健康づくりに取り組めるよう三密の回避といった運動の際の留意点を普及するなど、テレビ番組の活用を含めた情報の発信方法や内容の工夫を図ってまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 経済商工観光部長千葉隆政君。

〔経済商工観光部長 千葉隆政君登壇〕

○経済商工観光部長（千葉隆政君） 大綱一点目、県内在住外国人への支援についての御質問のうち、県内在住外国人の人口や就職希望者数についてのお尋ねにお答えいたします。

法務省の統計によれば、県内に在住している外国人の数は、令和二年六月末現在で二万三千百人となっております。在留資格別では、留学生が五千五十一人と全体の二一・九%を占め永住者に次いで二番目に多い状況です。

留学生の所属先は、大学、大学院、高等専門学校や専修学校等であり、卒業後は日本での就職を希望している学生も多いと聞いております。留学生の就職支援を行っている関係機関からの情報を基に推測すると、日本での就職を希望している留学生は年間七百人程度と見込んでおります。

次に、経験や実績を有する団体等と連携した研修についての御質問にお答えいたします。

外国人の雇用において、出身国の文化や習慣を理解することは非常に重要であると  
考えております。

独立行政法人国際協力機構 JICA は、青年海外協力隊員の派遣や開発途上国での  
様々なプロジェクトの実施等を通じて異文化コミュニケーションにおける豊富な知識と  
経験を有しております。

昨年度、JICA 東北センターでは、東北における外国人材の現状・課題等に関す  
る調査を実施し、そのノウハウを生かした地元企業の外国人材受入れに関する支援につ  
いて検討を行っていると同っております。

県といたしましては、受入れ企業のニーズ等も踏まえながら JICA が蓄積してき  
た貴重な知見を外国人の雇用促進に生かせるよう、しっかりと連携してまいりたいと考  
えております。

次に、行政機関の窓口職員に対するやさしい日本語などの研修についての御質問に  
お答えいたします。

難しい言い回しや誤解を招きやすい片仮名語を避け短い文章で端的に伝えることに  
主眼を置いたやさしい日本語は、外国人に分かりやすく非常に有用なコミュニケーショ  
ンツールであると認識しております。

県では、昨年度、一般財団法人自治体国際化協会宮城県支部とやさしい日本語に関  
するハンドブックを作成し、市町村の窓口担当職員や民生委員向けに配布するとともに  
積極的な活用を促してきたところです。

更に、今年度は、市町村の窓口担当職員のほか防災や危機管理の担当職員、医療・  
保健分野等の関係者向けのやさしい日本語に関する研修会を県内数か所で開催すること  
としております。

県といたしましては、今後もこうした取組を継続的に実施し市町村職員をはじめ関  
係者や地域住民の意識啓発や理解促進に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

〔教育委員会教育長 伊東昭代君登壇〕

○教育委員会教育長（伊東昭代君） 大綱一点目、県内在住外国人への支援についての

御質問のうち、学校からの配布物の内容を理解できない場合の対応についてのお尋ねにお答えいたします。

外国人の保護者の中には日本語による意思の疎通が困難な場合があり、丁寧な対応により信頼関係を築くことが重要であると認識しております。

学校現場では、配布物に振り仮名をつけて理解を助けたり日本語指導教員が母国語で通訳をしたりするなどの例もあり、それぞれの状況に応じて個別に支援をしていくことが大切だと考えております。

次に、外国人児童生徒への対応及び学びの保障についての御質問にお答えいたします。

学校現場では、加配された外国人等日本語指導教員を活用し、外国人児童生徒の日本語能力に応じ、一部の授業を通常の教育課程とは異なる特別の教育課程に基づいて指導するなど学習の理解につなげるよう支援しております。

また、公益財団法人宮城県国際化協会の協力を得ながら母国語の通訳の支援と併せて日本語指導を行っているところです。

県教育委員会としましては、今後とも外国人児童生徒一人一人の状況に応じ意欲を持って学習に取り組める環境を整え学びの機会を保障するとともに、保護者が安心して学校に通わせることができるよう関係団体と連携しながら市町村教育委員会への支援に努めてまいります。

次に、大綱二点目、より開かれた教育行政についての御質問のうち、県立高等学校の学校生活適応支援員についてのお尋ねにお答えいたします。

学校生活適応支援員は、県立高校におけるいじめ・不登校及び中途退学の未然防止や適切な対応に資するため、様々な背景や要因による悩み等を抱える生徒に対して個々に応じた支援的アプローチを行う教員等の補助をする職員として要望のあった高校に配置しております。

配置された高校では、教職員やスクールカウンセラー等と連携し教育相談等に係る指導の補助や特別な支援が必要な生徒に対する指導の補助に当たっており、一定の成果を上げているものと認識しております。

今後も課題や困難を抱える生徒へのきめ細かな対応が可能となるよう各高校の現状

や要望等を丁寧に把握し必要に応じた配置に努めてまいります。

次に、養護教諭の複数配置についての御質問にお答えいたします。

養護教諭については、体調不良やけがをした生徒への手当のほか、教室に入りにくい生徒の心のケアも含め生徒が安全・安心な学校生活を送る上で重要な役割を果たしていることを認識しております。

我が県においては、これまでも国の定める標準法に基づき養護教諭を配置しており、心身の不調を訴える生徒への対応や不登校生徒などへの支援を考慮し加配措置による複数配置をしてきたところです。

今後、必要に応じた養護教諭の配置に努めるとともに国に対して複数配置の拡大を求めてまいります。

次に、ひきこもり対策として途切れない支援を実践する団体との連携についての御質問にお答えいたします。

不登校児童生徒への支援は長期にわたることも多く、ひきこもり支援に関わる関係機関も連携して途切れない支援をしていくことが重要であると認識しております。

県教育委員会としましては、不登校児童生徒が引き籠もることなく、どこにいても誰かとつながっている状況の中で、社会的自立を目指すことができるよう教育の機会や居場所、相談の場を確保するよう取り組んでいるところであります。

今後、不登校支援や中途退学防止対策に着実に取り組むとともに、保健福祉、就労等の関係部局及び支援団体と課題を共有し連携を強化しながら切れ目のない支援に努めてまいります。

次に、東京都が行う学校の様々な活動を支援する人材を広く募集し紹介する事業についての御質問にお答えいたします。

教職員の働き方改革については、喫緊の課題であると認識しており、スクールサポートスタッフや部活動指導員を県内の学校に配置して学校現場の教職員の負担軽減を図っているところです。

御指摘の人材を募集するシステムにつきましては、文部科学省において学校・子供応援サポーター人材バンクや学校雇用シェアリンクなど多様な人材を募集するための取組が昨年度から全国的に始まっており、我が県でも積極的に活用していきたいと考えて

おります。

引き続き、他県の様々な先進事例を参考にしながら多様な人材の確保や働き方改革を進めてまいります。

以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 三浦三浦ななみ君。

○三浦（三浦ななみ君） 前向きでとてもうれしいお言葉をたくさんありがとうございます。また、留学生の方や外国人の方が聞いたら喜ぶと思います。ぜひ実践していただいて、たくさんの方々が宮城県で新しい夢をかなえられるようにやっていただけたらいいと思います。

では、再質問させていただきますが、まず、初めに、外国人の子供たちの学びを保障する観点のところで日本語が話せない子供たちのための外国人等日本語指導教員ということですが、こういった方が配置されていますか。

○副議長（外崎浩子君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

○教育委員会教育長（伊東昭代君） 加配ということで非常勤の講師が主に任用されており、教員の使用できる言語も英語ですとかタガログ語、広東語など様々でございます。各小学校の状況に応じて配置している状況でございます。

○副議長（外崎浩子君） 三浦三浦ななみ君。

○三浦（三浦ななみ君） 日本語教育において大切なことは、例えば、その子供たちが日本に暮らすこと、または、進学等における学業において必要な日本語ということ、もちろん外国人等日本語指導教員がほかの言語ができることは大切だと思いますが、日本語教育をできるかどうかということが問題だと思いますが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○副議長（外崎浩子君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

○教育委員会教育長（伊東昭代君） 外国人等日本語指導教員がそれぞれに子供たちの状況を見ながら日本語についても指導している状況でございます。確かに、いろいろな児童生徒の状況がございますので、なかなか苦勞も多いとは聞いておりますのでしっかりと、それぞれの子供たちに合ったきめ細かな日本語指導ができるような体制について、県教委としてもこれから支援の在り方について検討してまいりたいと思います。



○副議長（外崎浩子君） 三番三浦ななみ君。

○三番（三浦ななみ君） 外国人等日本語指導教員とは国語教員でしょうか。

○副議長（外崎浩子君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

○教育委員会教育長（伊東昭代君） ちょっと手元に、教員の免許の状況までは確認しておりませんので分かりませんが、国語だけではないと認識しております。

○副議長（外崎浩子君） 三番三浦ななみ君。

○三番（三浦ななみ君） この日本語教育というのは、あくまで外国人の子供たちが日本で生きていくためのものであり、そこでは学びの保障というのが大切であり、日本語教育をする場合に国語とはまた違っていることがありますので、そのことを踏まえながらの教員派遣が必要となると考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（外崎浩子君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

○教育委員会教育長（伊東昭代君） お話のとおり、やはり国のほうでも日本語教育の推進に関する法律など、そういう考え方についていろいろと検討がなされているところでございます。

外国人児童生徒、全国的に増えている中で、教育の現場でしっかりと指導ができるような体制づくりという点では全国的な課題ということもございまして、全国知事会、あるいは都道府県の教育庁の連絡協議会などからも国のほうにもしっかりとした支援、それから財政措置についても要望しているところでございます。

宮城県としても、それぞれの子供たちの学びを確保していくということで、なお何ができるかということをしつかり考えながら支援してまいりたいと思います。

○副議長（外崎浩子君） 三番三浦ななみ君。

○三番（三浦ななみ君） やさしい日本語のところでもお話しましたが、私たちが何げなく使っている日本語というのは外国人の方にとって難しいということを踏まえまして、日本語教育ということについて考えながら学びの保障等を考えていただきたいと思います。

また、保護者のことに関してですが、やはりプリント等が分からなくて振り仮名を振るという話でしたが、振り仮名を振っただけでは分からないというのも分かってきていらつしやると思いますので、そういったところも踏まえ保護者対応につきましては多

言語で対応するのが必要だと思います。子供たちの日本語教育とはまた別の観点の捉え方ですので、そういったところも見ていただければいいと思いました。

それから、もう一点ですが、先ほど公益財団法人宮城県国際化協会のボランティアの方とも連携しているというお話でしたが、こちらMIAの外国語子供サポーターは、教育現場だけで担うことができず難しい場合の補完的なサポートであり活動回数も限られております。県教育委員会が責任を持って日本語教育に当たる必要があると考えますが、MIAと連携するのは大切だと思いますがそちらに頼ることはなくて、やはり県教育委員会として公教育のほうで義務教育等の日本語教育はしっかりやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（外崎浩子君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

○教育委員会教育長（伊東昭代君） 日本語教育、そして、その子供たちが学びを進めていく上でしっかりと対応していくというのは本当に教育の責務だと思います。そういう中で多言語化している、また、多国籍化しているところでサポートしていただくというところで宮城県国際化協会のほうには大変お世話になっているところでございます。連携しながら我々として主体的にしっかりとやっていきたいと思えます。

○副議長（外崎浩子君） 三浦三浦ななみ君。

○三浦（三浦ななみ君） では、今後、義務教育の公教育として子供たちの学びの保障をしっかりとやっていただけることを希望します。

次に、東京都のTEPRO Supporter Bankの件についてですが、宮城県でも学校雇用シェアリンク等があるとお話されていたのですが、TEPRO Supporter Bankのシステムと学校雇用シェアリンクは全く別物であると考えますが、いかがですか。

○副議長（外崎浩子君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

○教育委員会教育長（伊東昭代君） 東京都で行っている取組というのは私ども承知しております。東京都については東京都のほうで一般財団法人をつくって、そこでいろいろと支援をいただける人材のバンクをつくり、そして、マッチングをするということをしていると聞いております。我々としては、東京都と人材のボリュームも違うという中で、そういうものを今すぐつくるといのがなかなか難しいと思えますが、いずれそう

いう多様な人材をどう確保してどう必要なところで活用するかということについては、なお考えていかなければならないと思います。

なお、文部科学省において取り組んでいる学校・子供応援サポーター人材バンクについては、我々のほうでも学校雇用シェアリンクで求人を出したり、あるいは、宮城県で働いてもいいような人たちが登録したりという仕組みでありますので、こちらと同じではありませんが活用しながら人材の確保に努めてまいりたいと思っております。

○副議長（外崎浩子君） 三番三浦ななみ君。

○三番（三浦ななみ君） 今、一般質問させていただいたのですが、TEPRO Supporter Bankはマッチングから採用、あと、そのふり分けとか学校教育現場にマッチしている方かどうか全てやってくれて、あとは派遣するだけということでも安心なものです。学校雇用シェアリンクはマッチングもしないし採用条件全ては全部学校、企業に任せられているということ。全然別のもので、そういったところを考えていただいて、今後、宮城県は東京都よりも小さいところですので実現に向けて少しでも考えていただければと思います。

時間が来てしまいました。

どうもありがとうございました。